

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	無許可施設等に対する措置命令						
根拠法令等及び条項	消防法第16条の6第1項						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="288 434 491 501">根拠条項</td> <td data-bbox="496 434 1361 501">消防法第16条の6第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 508 491 575">参考事項</td> <td data-bbox="496 508 1361 575">消防法第10条第1項ただし書き、第11条第1項前段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 582 491 672">設定等年月日</td> <td data-bbox="496 582 1361 672"> 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 </td> </tr> </table>	根拠条項	消防法第16条の6第1項	参考事項	消防法第10条第1項ただし書き、第11条第1項前段	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	消防法第16条の6第1項						
参考事項	消防法第10条第1項ただし書き、第11条第1項前段						
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法</p> <p>第16条の6 市町村長等は、第10条第1項ただし書の承認又は第11条第1項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>						